

仙台市農業委員会第17回総会議事録

I. 開催日時 令和元年10月30日(水曜日)午後1時30分から午後3時05分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1人) 11 番 菊地 郁夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第5号議案 土地区画整理事業予定地内の農地の取扱いに係る意見を求める件
 - 第6号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について
5. 報告
 - (1) 農地改良工事(現状変更)届出
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 農地全域現地調査会の実施について(案)
 - (7) 令和元年度第3回企画検討チーム会議報告
6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ① 農業委員等の公正な職務の遂行について(宮城県農業会議からの通知文書)

②秋の農地パトロールについて

③台風第 19 号による大雨に関する被災者支援事業)

④令和元年度第 3 回農地中間管理事業に係る借受希望者の募集について

VI. 農地利用最適化推進委員

横田 清孝 佐藤 善作 奥山 壽

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 17 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、議席番号 11 番菊地郁夫委員から、欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、3 番赤間敬委員、4 番大泉権吾委員を指名いたします。	
議 長	議事に入ります。	(午後 1 時 33 分)
	第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 それでは、調査委員会の報告を 19 番結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。	
結城一吉委員	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。	

(第一調査委員会 委員長)	<p>調査委員会を、10月25日に実施いたしました。</p> <p>調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の5名で行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大が1件、賃貸借権の設定による新規就農が2件、の計3件です。</p> <p>番号1番～3番までを、15番鈴木正年委員から報告をします。</p>
鈴木正年委員 (15番)	<p>それでは、番号1番から3番までを私から報告します。</p> <p>番号1番と2番は関連していますので、一括して報告します。</p> <p>賃貸借権の設定(畑10,013㎡)により一般法人が新規就農するものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。法人の代表は以前から地域で営農している一般法人の手伝いで農作業を学び、今後も共同して営農する予定とのことです。</p> <p>ワイン用のブドウを栽培する予定で、草刈り機1台を所有しています。10月23日に柴田祐一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で333アールの農地を耕作しています。そのうち、申請地に隣接している農地も所有し耕作しています。10月21日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>以上、3件、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可す ることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許 可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時40分)</p>

議長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の5名で行いました。

今回の申請は、通路(自宅進入路)に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、集団移転跡地利活用事業用地に転用するものが1件、の計3件です。

番号1番から3番を、4番大泉権吾委員から報告をしていただきます。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番は、通路(自宅進入路)に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、田40㎡を転用し、自宅進入路として利用するものです。自宅の改築にあたり、通路として利用していた部分を分筆し、自宅進入路とするもので、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況の変更がないため、費用は発生しないものです。なお、令和元年10月21日付けで土地改良区から差し支えない旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農業園芸センターの南900mに位置し、県道荒浜・原町線の沿道で街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は畑1,433㎡を転用して、要望のある運送業者に貸し出すものです。駐車場8台に178.5㎡、大型トラックの回転場を広くとるため通路等に1,254.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、同地は東日本大震災後(平成23年9月頃から)に仙台市営バスの回転場として半年間一時利用後、農地に復元しなかったことから始末書が提出されております。また、同地の一部を分筆し津波避難タワーが整備されているところです。以上のことから農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、仙台市が行う集団移転跡地利活用事業用地に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外になります。旧荒浜小学校西側に隣接し、県道荒浜・原町線の沿道の区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑1,977㎡を転用し、雑種地等を含めた事業面積4,582㎡を集団移転跡地利活用事業用地

の8ブロックとして利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、仙台市平成31年度予算案会議結果及び当初予算案概要説明資料が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、3件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。

調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。

今回の申請は、工事用地に一時転用するものが7件、駐車場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが3件、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件、音楽スタジオに転用するものが1件、保育所体験学習広場に転用するものが1件の計15件です。

番号1番から3番までを3番赤間敬委員から、番号4番から6番までを6番加藤和江委員から、番号7番から9番までを5番大里重市委員から、番号10番から15番までを13番品川忠夫委員から報告をします。

赤間敬委員
(3番)

番号1番は、携帯電話基地局建設のための工事用地として一時転用するもので、令和元年12月31日までの使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しており、農地区分は農用地と判断しました。申

請は、田 1,416 m²のうち 483.54 m²を一時的に転用し、仮設通路に 306.52 m²、工事用地に 177.02 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、農地復元計画書についても適切であると判断しております。資力証明については、残高証明書が提出されております。なお、令和元年 10 月 2 日付で土地改良区から差支えない旨の意見書が交付されております。また、農振農用地であることから、農政企画課から差し支えない旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当しております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号 2 番は、お寺の責任役員個人が駐車場に整備し、お寺利用者の駐車場として利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 208 m²を転用し、駐車場 6 台に 90 m²、通路等に 118 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 3 番は、建設業者が資材置場に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、市街化区域および集落に接続していることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 361 m²を転用し、資材置場に 200 m²、通路等に 161 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(6 番)

番号 4 番から 6 番までを、私から報告します。

番号 4 番は、建設業の会社役員個人が太陽光発電施設に利用するもので、期間 20 年の賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 2,459 m²を転用し、太陽光発電パネル設置 252 枚に 499 m²、通路等に 1,960 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写し等が提出されております。以上のことから、農地法第

5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、会社員の個人が趣味の音楽スタジオに利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑872㎡を転用し、音楽スタジオ1棟に167㎡、駐車場11台に177㎡、通路等に528㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、申請者は現在岩手県宮古市に居住しておりますが、令和2年3月末に定年退職後、同地の隣接地に移住の予定です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、保育所を経営する法人が保育所の体験学習広場（園庭等）に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、500m以内に市街化を誘引する施設として大沢郵便局・川前小学校および川前児童館がある区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑937㎡を転用し、砂場に75㎡、ジャングルジムに25㎡、菜園に120㎡、通路等に717㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。（なお、同地は第12回総会（5月29日開催）第3号議案4番で審議後に許可された保育所に隣接するものです。）以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

大里重市委員
(5番)

番号7番から9番までを、私から報告します。

番号7番は、建設業者が仮設現場事務所に一時転用して利用するもので、令和2年8月31日までの賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑1,246㎡のうち396㎡を転用し、仮設事務所・トイレに42㎡、駐車場5台に79.5㎡、通路等に274.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。（なお、同地は第11回総会（4月26日開催）で審議後に許可された現場事務所（一時転用）と同地番の一部面積です。）以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、建設業者が資材置場に利用するもので、期間10年の賃借権の設定

です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過しております。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 1,457 m²を転用し、資材置場に 345 m²、通路等（法面含）に 1,112 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、令和元年 9 月 13 日付で土地改良区から差し支えない旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 9 番は、不動産業者が太陽光発電施設に利用するもので、期間 21 年の地上権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 3,068 m²を転用し、太陽光発電パネル設置 324 枚に 557 m²、斜面（法面）に 1,353 m²、通路等に 1,158 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

品川忠夫委員
(13 番)

番号 10 番から 15 番までを、私から報告します。

番号 10 番は、会社員である個人が資材置場に整備し、配偶者の経営する建設会社に利用させるもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田および畑 1,480 m²を転用し、既存宅地 828.39 m²を含めた事業面積 2,308.39 m²を資材置場に 570 m²、既存家屋 130 m²、通路等（庭含）に 1,608.39 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。なお、既存宅地は通路および既存家屋を事務所として利用する予定です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 11 番から 15 番は、同一事業なので一括報告いたします。日本貨物鉄道(株)が、貨物ターミナル駅移転に伴う水路付替工事のための土砂置場及び現場事務所等として一時転用するもので、令和 2 年 5 月末までの使用貸借権の設定です。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の

農振農用地の区域です。10ha 以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過しており、農地区分は農用地と判断しました。申請は、田 14 筆 23,420 m²の内 10,080 m²を転用し、土砂仮置場に 6,280 m²、施工ヤードに 1,990 m²、現場事務所に 510 m²、駐車場等に 1,300 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、本社からの予算の通知書写しが提出されております。なお、令和元年 10 月 18 日付で土地改良区から差し支えない旨の意見書が交付されております。また、農振農用地であることから、農政企画課から差し支えない旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

以上、15 件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 2 時 10 分)

議 長

続きまして、第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第 4 号議案の調査結果について報告します。

調査は、4 番大泉権吾委員、7 番加藤和彦委員、11 番菊地郁夫委員、15 番鈴木正年委員と私の 5 名で行いました。

今回の非農地証明願は、山林が 1 件です。

申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。現在の現況は、山林(104 m²)です。申請理由は、昭和 63 年に実施された国土調査時は畑として登記されていた竹林の肥培管理を怠り、平成 9 年以降山林(屋敷林)となったものです。確認資料である固定資産税証明書・現地写真・平成 9 年 10 月 22 日撮影の航空写真等により非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に

20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの)に該当し、承認相当と調査しました。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認と決定いたします。

(午後2時12分)

議 長

続きまして、第5号議案土地区画整理事業予定地内の農地の取扱いに係る意見を求める件について、を上程します。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会
委員長)

第5号議案の調査結果について報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、7番加藤和彦委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私の5名で行いました。

調査結果を、7番加藤和彦委員から報告します。

加藤和彦委員
(7番)

第5号議案の調査結果を報告します。

土地区画整理事業の概要は別紙のとおりです。施行地区の区域は、仙台工業団地の移転に伴うものです。平成30年9月28日の総会で意見をまとめ回答しています。今回、施行地区の面積が変更になるもので、移転元地区の施行地区の一部を地区から除外したため、地区面積が816.72㎡減少するものです。減少する部分には農地は含まれておりません。移転先地区にある農地についての、変更もありません。土地区画整理事業など関係書類を検討した結果、次のとおり意見を付すことに調査をいたしました。

「当初の農地の取り扱いについての回答内容に変更はありません。」

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第5号議案について調査の結果、「当初の農地の取り扱いについての回答内容に変更はありません。」の意見を付すとの報告がありましたが、ご意見等はございま

	<p>せんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。第5号議案について、の意見に、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案土地区画整理事業予定地内の農地の取り扱いに係る意見を求める件について、「当初の農地の取り扱いについての回答内容に変更はありません。」との意見を付すことに決定いたします。</p> <p>(午後2時15分)</p>
議 長	<p>続きまして、第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画(案)は、令和元年11月1日仙台市公告予定分です。総数で16件、53,485㎡です。</p> <p>新規に農地中間管理機構に設定するものです。詳細は、別紙のとおりです。以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので、採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第6号農地中間管理事業議案農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>(午後2時17分)</p>
議 長	<p>続きまして、第7号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局 農地係長	<p>第7号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)は、令和元年12月20日宮城県告示予定分です。総数で、14件53,485㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。詳細は別紙のとおりです。本計画(案)の内容は経営面積、従</p>

事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

以上、よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので、採決します。

第 7 号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 7 号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。

(午後 2 時 19 分)

議 長

続きまして、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。
先月の 9 月 25 日に調査を実施した届出の件です。田 3,000 m²を盛土して畑として利用するものです。面積が 1,000 m²を超えていることから聞き取り調査を実施しました。田に盛土し、観光果樹園として、タラ(新芽)・コシアブラ(新芽)・枇杷を栽培する計画とのことです。第一次計画では、栗とブルーベリー。第二次計画では、ブルーベリーと銀杏とゆずと柿。第三次計画では、栗とブルーベリー。今回、第四次計画によるものです。聞き取り調査後に、現地確認を踏まえて判断することになりましたので、10 月 10 日に現地調査を実施しました(第二調査委員 6 名、担当農業委員 1 名、宮城地区の農地利用最適化推進委員 4 名、事務局 2 名)。現地調査をして、この改良工事に条件をつけることになりました。盛土が目前の民家の近くまでくるところから、民家に土砂が崩れないように施工すること。また、排水路を整備すること。イノシシやクマ対策として電気柵を設置してありましたが、さらに防護柵を設けること。以上を踏まえて、盛土して上の道路の高さにして、観光果樹園にすることから、周辺農地への影響はないと判断しました。また、万が一土砂が流出して被害が出た場合に補償する旨の誓約書と念書が提出されております。盛土工事期間は、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 4 月 10 日までの約 5 ヶ月です。担当委員の結城一吉委員が、現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長	農地改良工事について、報告がありました、何か質問等はありませんか。
松原菊男委員 (17 番)	この前、大雨が降りました。その後現場を見に行きましたか。
事務局	道路から崩れていないことを確認しました。その後、下部の民家の方が農業委員会の窓口に来られた際、崩れていないことを確認したとの報告をもらっています。
議 長	他に何か質問等はありませんか。
	(質問なし)
議 長	続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)相続税納税猶予に係る適格者証明願に関する件までを事務局から報告願います。 なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4046から4049まで4件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、駐車場への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。 続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから8ページに記載の通り、番号5109から5123まで15件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が9件、宅地造成への転用が2件、宅地・資材置場・駐車場・駐車場(一時転用)への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。 続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、8ページに記載のとおり2件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。 続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページに記載のとおり2件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。 続きまして、(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、10ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はありませんか。

大泉権吾委員 (4番)	報告3の一時転用ですが、農地転用届出(賃借権設定)を受けて、一時転用が終わったら何か報告を求めていますか。
事務局	農地復元完了報告書と写真の添付を求めています。
議長	他に何か質問等はありませんか。 (質問、意見なし)
議長	質問等がないようです。 次に(7)農地全域現地調査会の実施について(案)を事務局から、(8)令和元年度第3回企画検討チーム会議報告を松原企画検討チーム長から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局 農地係長	— 説明 — (7)農地全域現地調査会の実施について(案)
議長	次に松原企画検討チーム長、報告をお願いします。
松原企画検討 チーム長	— 説明 — (8)令和元年度第3回企画検討チーム会議報告について
議長	(7)農地全域現地調査会の実施について(案)と、(8)令和元年度第3回企画検討チーム会議報告について、ご質問等はありませんか。
大泉権吾委員 (4番)	企画検討チーム会議報告の農地利用最適化推進委員の研修先が、農業委員の農地全域現地調査会と同じところを回ると、見る側からすると意義がありますが、見られる側からすると何日もしないで同じような人がまた来たということになりませんか。
事務局	視察先には説明を求めず、降りて見るだけでご迷惑はおかけしません。全域現地調査会で説明を受けた内容を調査委員会委員長からさせていただきます。
議長	他に何か質問等はありませんか。なければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時38分)
議長	続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。 (1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料3をご覧ください。
会長	(会長報告)

議 長	次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局	(2)事務局からの連絡事項について ① 農業委員等の公正な職務の遂行について（宮城県農業会議からの通知文書） ② 秋の農地パトロールについて・資料なし ③ 台風第 19 号による大雨に関する被災者支援事業一覧 ④ 令和元年度第 3 回農地中間管理事業に係る借受希望者の募集について ⑤ 令和元年度女性の社会参画に関する懇談会の開催について ⑥ 11 月～12 月の予定表 ⑦ 他市町村農業委員会だより等（横浜市、新潟市中央・西区、松山市）
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。
鈴木 通 委員 (14 番)	台風による大雨で、河川敷のゴミ、流木やドラム缶などはどうしたらいいですか。
事務局	後で調べて回答します。
議 長	他にご質問等はございますか。 (意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼 振興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。
中野会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 17 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 3 時 05 分)